

—男女共同参画社会を目指して—

北区男女共同参画行動計画
「第7次アゼリアプラン」のための提言

令和6年（2024年）5月

北区男女共同参画審議会

はじめに

北区男女共同参画審議会は、令和5年(2023年)10月に北区長から北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」(令和2年(2020年)3月策定)の改訂について諮問を受け、「第7次アゼリアプラン」策定のための提言をまとめました。男女共同参画社会基本法が制定されて以来、北区におかれては、一人ひとりが自分らしく生きがいを感じることでできる社会の実現を目指した行動計画をアゼリアプランとして策定され、さらに数次にわたり社会の動きに合わせた改訂を重ねてこられました。当審議会は同プランの策定及び毎次の改訂に際しては、男女共同参画社会を推進するために北区において必要な取り組みについて議論し、所要の提言を行ってきました。

男女共同参画社会基本法が制定されたのは1999年です。今日までに既に四半世紀の時が経ちました。しかし、同法の基本理念が十分に実現されているとはいえ、いまだに多くの課題が残されております。国内外の社会経済情勢は急速な変化をみせており、それに対応するためにも、固定的な性別役割分担の意識やアンコンシャス・バイアスの解消、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境の整備、配偶者等暴力の防止、困難な問題を抱える家庭への支援、生涯にわたる健康への支援、防災対策等における女性の参画拡大等へ緊急に取り組むことがますます重要になっています。

今般の提言では、少子高齢化の進展と人口減少、AIやロボット等の新技術の開発・導入、多様性の尊重が重視される社会の動向等に注意を払いつつ、男女共同参画社会の実現に向けた歩みを確実に進めるために重要かつ緊急性のある取り組みをお示しすることとしました。

さらに、情報技術の高度化によってインターネットという世界規模のネットワークが構築されており、国内はもとより世界のさまざまな地域の、また、多様な環境・事情にある人々が第7次アゼリアプランを知り、評価の目を向けることが予想されますので、男女共同参画社会の理念を正しく世界に伝える行動計画になることを期待して提言をまとめるように心掛けました。

この提言を踏まえて、社会の持続的発展のために、人々が互いに人権を尊重し、責任を分かち合って個性と能力を發揮していく地域の形成を推し進める行動計画が策定されることを願っております。

令和6(2024)年5月

北区男女共同参画審議会

会長 奥津眞里

目 次

I 提言にあたって

- 1 基本的な考え方 1
- 2 提言の構成 2

II 提言の内容

- 1. 目標1【すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心してくらするまち】 . . . 4
 - (1) 課題1「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」
 - (2) 課題2「互いの人権を尊重する意識の形成」
 - (3) 課題3「生涯を通じて健康的な生活を送るための支援」
 - (4) 課題4「性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援」

- 2. 目標2【あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち】 7
 - (1) 課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」
 - (2) 課題2「子育てや介護に関する支援」
 - (3) 課題3「働く場における男女平等の推進」
 - (4) 課題4「意思決定過程への女性の参画推進」

- 3. 目標3【あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち】 . . . 10
 - (1) 課題1「育ちの場における男女共同参画意識の形成」
 - (2) 課題2「くらしにおける男女共同参画の推進」

- 4. 計画の推進体制 11
 - (1) 課題1「計画を推進するための庁内体制の整備・強化」
 - (2) 課題2「計画を推進するための庁外体制の整備・強化」

<参考資料>

- 北区男女共同参画審議会答申までの審議経過 13
- 第9期北区男女共同参画審議会委員名簿 14

I 提言にあたって

1. 基本的な考え方

区では、平成18年に「東京都北区男女共同参画条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってきました。

以降、改定を重ね、現在は、令和2年3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」に基づく市町村基本計画を内包した「北区男女共同参画行動計画（第6次アゼリアプラン）」に基づいて、計画の目標達成に向けた取り組みを行い、毎年、取り組みの進捗状況について評価しながら計画を推進しています。取り組みの進捗状況については、全体として一定の成果が認められますが、評価の結果を踏まえると、未だ取り組み状況が不十分なところもあることから、今後も、引き続き取り組んでいく必要があります。

新しい計画（第7次アゼリアプラン）の策定に向けては、第6次アゼリアプランを基盤としながらも、継続的な課題のより効果的な検証方法を検討するとともに、以下のように、新たな課題等に対する取り組みを盛り込んだものとすべきと考えます。

目標Ⅰ すべての人が性別にとらわれず人権を尊重してこらせるまち

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念です。新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力は、重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、区民と各関係機関が連携して被害者の支援に取り組むことが重要となります。また、よりよい家族関係や人間関係を構築し、互いに尊重し合う関係をつくるため、生涯にわたって心身の健康を保つための取り組みも必要です。さらに、年齢や国籍、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現にも、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

目標Ⅱ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

人生100年時代の到来がいわれる中、急速に進行する少子・高齢化、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加など、社会情勢の変化が進み、人々のライフスタイルや価値観も多様化しています。このような時代であるからこそ、性別や年齢を問わず、学び続けながら、その個性と能力を如何なく発揮でき、仕事と家事・育児・介護などを両立できる男女共同参画社会の実現がより重要となります。そのためには、多様な人材が活躍できるよう、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に取り組み、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようにしていくことが重要です。

さらに、様々な分野における意思決定段階に女性が参画できるような社会の仕組みづくりを一層促進する必要があります。

目標Ⅲ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成される傾向にあることから、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。また、大規模災害の発生に備え、防災施策の決定など防災や復興に係る意思決定の場に女性が参画し、防災施策にも男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

新しい計画（第7次アゼリアプラン）の策定にあたっては、令和5年6月に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」（以下、「北区男女意識意向調査」という。）の結果を踏まえ、多様な主体が連携・協働しつつ、一人ひとりが役割と責任を分担し、互いに人格を尊重し合い、その能力や個性を十分に発揮して活かすことのできる社会を目指し、様々な課題に対して常に男女共同参画の視点から総合的かつ計画的に施策を推進していくことを求め、提言の基本的な考え方とします。

2. 提言の構成

この提言は、東京都北区男女共同参画条例の基本理念に基づき、北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」の実績と成果を踏まえつつ、新たな課題や今後の重点事業を盛り込んだ内容として示しました。

提言では、「どのような地域社会の実現を目指して男女共同参画を進めていくのか」という視点に立ち、3つの目標を設定しました。

- (1) すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心してらせるまち
- (2) あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち
- (3) あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

上記の3つの目標については、それぞれ課題をあげて分析し、それを具体的に解決へと導くための提案を行いました。

また、これらの目標を実現するためには、計画の推進体制も重要と考え、そのしくみを確立しながら十分に機能させるための提案も合わせて行いました。

提言の構成

男女共同参画条例の基本理念 (第3条)	目 標	課 題
<p>すべての区民の人権の尊重 (第1項)</p> <p>互いの性の理解と健康な生活を営む 権利の保障 (第6項)</p>	<p>I すべての人が性別にとらわれず 人権を尊重し安心してらせる まち</p>	<p>1 配偶者等からの暴力の防止と 被害者支援 ※「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等のための基本計画」として位置づけ</p> <p>2 互いの人権を尊重する意識の形成</p> <p>3 生涯を通じて健康的な生活を送るため の支援</p> <p>4 性の多様性を尊重する社会に向けた理 解促進および支援</p>
<p>家庭生活と社会的活動の均衡と調和 (第5項)</p> <p>多様な生き方を選択できる社会づく り (第2項)</p> <p>あらゆる分野における政策・方針の 立案・決定への参画 (第3項)</p>	<p>II あらゆる分野で性別にとらわれ ずだれもが活躍するまち</p> <p>※「北区女性の職業生活におけ る活躍推進計画」として位置づ け</p>	<p>1 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>2 子育てや介護に関する支援</p> <p>3 働く場における男女平等の推進</p> <p>4 意思決定過程への女性の参画推進</p>
<p>あらゆる教育の場における男女共同 参画の推進 (第4項)</p> <p>国際理解の下での男女共同参画の推 進 (第7項)</p> <p>※ () の項番号は北区男女共同参画条 例第3条の項番号を指す</p>	<p>III あらゆる分野で性別にとらわれ ずだれもが学び参画するまち</p>	<p>1 育ちの場における 男女共同参画意識の形成</p> <p>2 暮らしにおける男女共同参画の推進</p>
<p>計画の推進体制</p>		<p>1 計画を推進するための庁内体制の整 備・強化</p> <p>2 計画を推進するための庁外体制の整 備・強化</p>

II 提言の内容

1. 目標1 【すべての人が人権を尊重し安心してくらせるまち】

(1) 課題1 「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

ア. 現状と課題

配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。特に、配偶者暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

国は平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、その後4度にわたる法改正を行いました。令和6年4月1日に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）では、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が行われました。

東京都では、平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、以降、平成21年、24年、29年、令和4年と基本計画を改定し、取り組みを進めています。

区では、「北区配偶者からの暴力防止連絡協議会」を設置し、DVに関わる問題の早期解決、再発防止、被害者支援のために各関係機関と連携して取り組みを行っています。さらに配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、相談体制の充実や関係機関との連携強化など総合的な対応を行っています。

内閣府男女共同参画局が行った『男女間における暴力に関する調査』（令和6年3月）によると、結婚したことがある女性の27.5%、男性の22.0%は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も受けていると回答しています。また、「北区男女共同参画に関する意識・意向調査報告書（令和6年3月）（以下、「北区男女意識意向調査報告書」という。）」では、身体的暴力を受けた経験がある女性は12.0%（男性4.6%）、精神的暴力を受けた経験がある女性は21.7%（男性11.4%）、性的暴力を受けた経験がある女性は8.1%（男性1.3%）、経済的暴力を受けた経験がある女性は6.5%（男性2.6%）という結果が出ています。

DV被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。

また、男女間における暴力は夫婦・パートナー間だけでなく、恋人同士の間でも交際相手に対する暴力が起こっています。特に、高校生や大学生の間で、暴力という認識がないまま交際相手によって暴力行為が行われているケースがあり、若年層に対しても啓発を行う必要があります。

これまで、配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力や性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた対策を進めてきましたが、法改正や社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した新たな課題などへの取組が求められます。暴力防止への理解を広く区

民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの区民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うことが求められます。そのためにも、警察や医療機関、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し自立に向けた支援を行っていくことが重要です。

イ. 主な取組み

① 暴力防止のための周知・啓発

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を広く区民に向け、様々な機会を捉えて啓発が必要です。また、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりに向けた予防啓発の取り組みが必要です。

② 被害者支援の充実

医師や保健医療機関、学校、保育所、民生委員・児童委員、福祉関係者など日常の業務の中で配偶者暴力を発見しやすい立場にいる関係者と連携し、被害者の安全を配慮しながら適切な対応が図られるよう、情報提供が必要です。

③ 相談体制の充実

被害者本人や配偶者暴力に気づいた人がすぐに相談することができ、被害者に適切な支援を総合的に行うことができるよう、各種相談事業を実施する担当課と連携し、相談体制の充実が必要です。

(2) 課題2 「互いの人権を尊重する意識の形成」

ア. 現状と課題

「北区男女意識意向調査」の中でハラスメントの経験の有無を聞いたところ、「パワー・ハラスメントを受けたことがある」(18.5%)が2割近くと最も高くなっています。「自分はパワー・ハラスメントを受けたことはないが、周囲にパワー・ハラスメントの被害者がいる」(21.0%)は2割超え、「自分もパワー・ハラスメントを受けたことがないし、周囲にもパワー・ハラスメントの被害者はいない」(43.7%)は4割超えとなっています。

男女の人権を侵害する暴力行為は、DVに限らず、様々なハラスメントや児童、高齢者、障害者等に関する虐待も起きています。虐待においても、DVと同じように家庭内で起こることが多く、周囲が気づくのが遅れ、また、被害者が被害を自覚しにくい、訴えにくいという深刻な問題があります。加害者・被害者を生まないために、介護や育児をしている家庭への支援や、孤立を防ぐ取り組みが求められます。

また、テレビやインターネットなど様々なメディアから流される暴力表現や、女性や子どもの性を商品化するような表現は、人権を侵害し誤ったイメージを社会に広める可能性があります。男女共同参画社会の視点に立って、こうした表現を改めていくためには、情報の受け手がメディアリテラシーを高め、正しい判断と意思表示をすることが必要です。さらに、個人情報の流失は人権侵害に結びつく場合もあることから、情報の扱いには十分留意することが求められます。

イ. 主な取組み

① 人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり

児童、高齢者、障害者等への虐待等に関する意識啓発の研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ることが必要です。また、区民一人ひとりの人権意識を高めて人権への理解を深めるための啓発や、学校での人権に関する教育が必要です。

② 人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策

児童、高齢者、障害者等への虐待等、人権を侵害する行為の未然防止のため、関係機関との連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行うことが重要です。また、日常生活において判断能力が十分でない高齢者や障害者等の支援を行うことにより、権利擁護の推進を図る必要があります。さらに、区民のメディアリテラシーを高めるための啓発も必要です。

(3) 課題3「生涯を通じて健康的な生活を送るための支援」

ア. 現状と課題

男女が生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るためには、女性はライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することを、だれもが理解する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取り組み）に関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取り組みの重要性についての認識を高め、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進する必要があります。

また、生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

さらに、女性は、出産・育児などにより就業を中断することが多いこと、また、就労形態も非正規雇用が多いことから、貧困や生きづらさなど生活上の困難を抱えやすいとされています。そのような人を支援するための体制を充実させる必要があります。

イ. 主な取組み

① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発

性と生殖に関する健康と権利を守る取り組みについて、性別や世代にとらわれず、正確な情報や科学的知識に基づいた内容を提供することが必要です。

② 生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見や健康増進などの支援が必要です。メンタルヘルス対策への取り組みも必要です。

③ 生活上の困難を抱える人への支援

困難を抱える人の相談体制を充実させ、適切な支援に繋げていくことが必要です。

(4) 課題4「性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援」

ア. 現状と課題

多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない社会は、男女共同参画社会の実現につながります。「北区男女意識意向調査報告書」によると、「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+）」という言葉が「聞いたことがあり、意味も知っている」（82.2%）が8割超えと最も高くなっています。次いで、「聞いたことはあるが、意味は知らない」（10.8%）はほぼ1割、「聞いたこともないし、意味も知らない」は4.9%となっています。性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いを認めあう社会を築くために、区民に対する性の多様性の理解のための啓発の実施および性的マイノリティ当事者への支援が不可欠です。

イ. 主な取組み

① 性の多様性に関する啓発

性の多様性の正しい理解と、知識の普及啓発のため、職員に対する研修の実施、区民を対象とした啓発事業の実施や情報提供が必要です。

② 性的マイノリティへの支援

北区パートナーシップ宣誓制度を、東京都と連携しながら運用していくことが必要です。また、性的マイノリティを対象とした相談の実施や居場所を提供するなど、性的マイノリティへの具体的な支援が必要です。

2. 目標2 【あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち】

(1) 課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」

ア. 現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。国は、官民一体となって仕事と生活の調和の実現に取り組むため、平成19年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22年に改定されました。

「北区男女意識意向調査報告書」によると、仕事と私生活の両立について「バランスよく両立させる」という考えを支持するという回答が54.5%で最も高くなっています。「仕事を優先する」（3.9%）と「どちらかという仕事を優先する」（15.4%）を合わせた『仕事を優先する』（19.3%）はほぼ2割、「どちらかという私生活を優先する」（14.8%）と「私生活を優先する」（6.3%）を合わせた『私生活を優先する』（21.1%）は2割超えとなっています。しかし性別で見ると、「どちらかという仕事を優先する」は、男性が女性より10.1ポイント高くなっています。このことから、男性・女性共に仕事と私生活

をバランスよく両立させたいと考えている人が多いものの、男性は「仕事を優先」する人が多く、女性は「私生活を優先」する人が多いことが分かります。男性を中心とした長時間労働等の慣行を見直しすることで、「男性は仕事」「女性は家庭」という「昭和モデル」から脱却し、だれもが家庭でも仕事でも活躍できる社会につながると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止をきっかけに、在宅勤務や時差勤務等の導入によって多様で柔軟な働き方が広がっています。家族のあり方も多様化する中、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。

イ. 主な取組み

① 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの啓発・支援

企業のワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るために啓発活動を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることが必要です。

② 働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

だれもが希望に応じて仕事や家庭で活躍できるよう、働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの理解促進のための啓発活動が必要です。

(2) 課題2「子育てや介護に関する支援」

ア. 現状と課題

総人口が減少している我が国では、65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれています。

「北区男女意識意向調査報告書」によると、子育てと仕事の両立支援を図るために、職場においてどのような制度や支援策の充実が必要だと思いか聞いたところ、「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度の充実」(54.2%)が5割半ばと最も高い結果となりました。次いで、「妊娠中や育児時間中の勤務軽減(フレックスタイム制度や短時間勤務制度など)制度の充実」(53.1%)、「男女限らず育児休業制度が利用しやすい環境をつくるための支援の充実」(44.0%)と続いています。また、仕事をやめた女性が再就職を希望する場合、どのような支援や対策が必要だと思いか聞いたところ、「保育所等の子育て支援施設を整備する」(66.9%)が7割近くと最も高くなっています。北区では、令和5年度に保育園・学童クラブ待機児童数0人を達成していますが、地域ごとの保育サービスや学童保育のニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討する必要があります。

介護による離職者の防止及び離職した人の再就職支援については、企業や労働者並びに介護者に対して、介護支援サービスや介護休業制度等の情報及び再就職に関する情報等を提供する必要があります。

また、困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から困難の早期把握と、居場所づくりや保護者支援などに取り組む必要があります。

イ. 主な取組み

① 子育てをしている人への支援

地域による子育て支援や育児中の養育者の相談体制の充実などを図ることが必要です。また、地域ごとの保育サービスや学童保育のニーズを適切に把握し、対応の検討が必要です。

② 家族の介護をしている人への支援

家族の介護・看護による離職防止や離職後の職場復帰のための情報提供など、介護者に対する支援が必要です。

③ 困難を抱える家庭への支援

困難を抱える家庭が孤立することのないよう、居場所づくりや保護者の自立支援などの取り組みが必要です。

(3) 課題3「働く場における男女平等の推進」

ア. 現状と課題

我が国の女性は出産後に退職するケースが多く、女性の年齢階級別労働力人口比率は、25～29歳及び30～34歳を底とするM字カーブを描いていましたが、女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく取組みにより、年々、第1子出産後も就業継続する女性は増加しており、直近では、第1子出産前有職者の約7割が就業を継続しています。しかしながら、就業継続はできても、出産や育児を機にキャリアが停滞してしまい、思うように活躍できない、いわゆる「マミートラック」の問題も存在します。就職・再就職の支援を行うとともに、就業継続が可能となった女性が、出産後もキャリア展望を失わずに活躍できる社会に移行するための支援が必要です。

イ. 主な取組み

① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

女性活躍推進法に基づく協議会を継続して運営していくことが必要です。また、個々の女性がそれぞれの希望に応じた働き方ができるよう、再就職支援やキャリア形成支援に関する知識を得るための取り組みや情報提供が必要です。

② 職場等におけるハラスメントの防止

職場等でのセクハラ・パワハラ・マタハラなどの防止に向けた啓発が必要です。

(4) 課題4「意思決定過程への女性の参画推進」

ア. 現状と課題

「北区男女意識意向調査」の結果では、雇用分野における女性の管理職の登用など、女性の参画を促すには、どのような支援が必要だと思ふかについて、「企業における女性の採用・登用を促進する支援」(48.0%)が5割近くと最も高くなっています。次いで、「女性が働き続けていくことのできる相談体制を充実する支援」(44.5%)が4割半ば、「男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援」(40.1%)が4割となっています。固定的な性別役割分担意識等を背景に、女性の登用が男性よりも遅れています。意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、企業や地域に向けて、

好事例の情報提供をするなどして積極的に働きかける必要があります。

イ. 主な取組み

① 政策・方針決定過程における女性の参画推進

審議会等委員の構成において男女のバランスに引き続き配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参加できる環境・意識づくりを推進することが必要です。

② 地域や職場における女性リーダーの育成

女性が、職場や自治会・町会などの地域でリーダーとして能力を発揮し活躍できるようにするための取り組みが必要です。

3. 目標3 【あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち】

(1) 課題1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

ア. 現状と課題

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成されやすいため、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないよう家庭や学校において男女平等意識を形成していくことが重要です。「北区男女意識意向調査報告書」によると、学校教育の場で、特にどのようなことに力を入れる必要があると思うか聞いたところ、「日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導をすること」（67.2%）が7割近くと最も高く、次いで、「人権尊重の立場にたった性教育を充実すること」（43.4%）、「教職員への男女平等研修を充実すること」（35.7%）などとなっており、日常の中で男女平等意識を育てる指導が求められています。

イ. 主な取組み

① 子どもに対する男女共同参画意識の形成

学校や保育園・幼稚園などにおいて、固定的性別役割分担にとらわれない教育・保育の実施が必要です。また、学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成が必要です。

(2) 課題2 「暮らしにおける男女共同参画の推進」

ア. 現状と課題

男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが求められています。日常生活において男女共同参画の意識を高めるためには、身近な生活場面での行動や役割について、男女共同参画という視点から検証することが必要です。そのために、男女共同参画意識向上のための講座の実施や情報提供が必要です。

また災害の多い昨今の状況から、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進していくことが必要です。内閣府は防災会議における女性委員の割合を高めていくことで、多様なニーズに対応した備蓄を行いやすくなることから、区市町村において女性の参画拡大に向けた取組等を促進するよう求めています。

イ. 主な取組み

① 家庭・地域における男女共同参画意識の形成

審議会等委員の構成において男女のバランスに引き続き配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参加できる環境・意識づくりを推進することが必要です。

② 多様な視点を取り入れた防災対策の充実

多様な視点を生かした防災講座の実施や情報提供を行うとともに、防災会議への女性の参画を推進することが必要です。

4. 計画の推進体制

(1) 課題1 「計画を推進するための庁内体制の整備・強化」

ア. 現状と課題

区では、平成18年6月に「東京都北区男女共同参画条例」を制定以降、社会状況の変化への対応やそれまでの成果を踏まえながら、北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン（令和2年度～令和6年度）」を策定し、様々な制度を整備し、施策を展開してきました。

条例に基づき、学識経験者や区民等で構成する東京都北区男女共同参画審議会、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会や、庁内の推進機関として、北区長を長とする男女共同参画推進本部及び関係課長による幹事会を設置しています。

またアゼリアプランの進捗状況を管理し、各事業のより実効性のある推進を図るとともに、評価・見直しを行う評価システムを取り入れています。

これらの推進体制を活用して、区の各部署が男女共同参画の視点を持ちながら事業を行い、区全体の取り組みとして、男女共同参画を推進していく必要があります。

アゼリアプランに掲げる施策を実現していくためには、全体で制度をより有効に機能させるほか、日常業務の中での職員一人ひとりの意識改革も必要です。

「北区男女意識意向調査報告書」によると、「スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）」という施設があることを知らない」という回答が、前回（平成30年度）調査に比べて1.0ポイント増加（78.6→79.6%）となり、いまだ8割近くを占めています。また、アゼリアプランや条例の認知度も低く、さらに区民に広く意識啓発を進めていくために、講座・講演といった活動のみならず、生涯学習や青少年活動などの区の活動も通じ、様々な形で周知に取り組むことが重要です。

イ. 主な取組み

① 男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進

区職員が、男女共同参画意識を持って日常業務を遂行することが重要です。そのためには、職員の意識調査の実施・把握と研修の充実を図ることが必要です。

② 計画の進捗管理・見通し

計画の進捗状況の評価をシステム的に行うとともに、区民に対する意識・意向調査を定期的実施することが必要です。また、その調査結果等から、区民の意識・意向や施策の効果を検証し、行動計画や男女共同参画のための施策に反映させていくことが必要です。

③ スペースゆうの機能の充実

スペースゆうは、男女共同参画のための拠点施設としての役割や機能を十分に果たすことが必要です。また、より多くの区民にスペースゆうを活用してもらうため、周知などの取り組みが必要です。

(2) 課題2「計画を推進するための庁外体制の整備・強化」

ア. 現状と課題

男女共同参画は様々な分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたっては、区民はもとより、地域団体、大学や企業、NPOなど、多様な主体との連携や協働が今後も不可欠です。

スペースゆうは、区民や地域団体、企業、NPOなど様々な人々が出会う場でもあります。スペースゆうでは、区民や地域団体との協働による充実した事業展開を進め、事業の効果をより高めるよう努めるとともに、一層充実した計画推進に取り組まなければなりません。

イ. 主な取組み

① 区民や関係機関等との連携・協働

男女共同参画施策をより効果的に実施するためには、地域団体、地域企業、産業団体や大学等との連携を強化し、推進することが必要です。

北区男女共同参画審議会答申までの審議経過

回数	会議体	開催月日	会議議事内容
1	審議会 (第1回)	令和5年10月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・区長より諮問 ・策定の考え方について ・専門部会の設置について ・策定スケジュールについて
2	専門部会	令和5年12月15日(金)	第3専門部会(1回目) ・日常生活における男女共同参画の推進等に係る現状と課題について
3	専門部会	令和5年12月19日(火)	第2専門部会(1回目) ・ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進等に係る現状と課題について
4	専門部会	令和5年12月22日(金)	第1専門部会(1回目) ・人権侵害、配偶者暴力の防止等に係る現状と課題について
5	専門部会	令和6年1月12日(金)	第1専門部会(2回目) ・人権侵害、配偶者暴力の防止等に係る主な取組内容について
6	専門部会	令和6年1月17日(水)	第2専門部会(2回目) ・ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進等に係る主な取組内容について
7	専門部会	令和6年1月23日(火)	第3専門部会(2回目) ・日常生活における男女共同参画の推進等に係る主な取組内容について
8	専門部会	令和6年2月8日(木)	第1専門部会(3回目) ・第1専門部会における提言内容のまとめ
9	専門部会	令和6年2月14日(水)	第2専門部会(3回目) ・第2専門部会における提言内容のまとめ
10	専門部会	令和6年2月17日(土)	第3専門部会(3回目) ・第3専門部会における提言内容のまとめ
11	リーダー 会議	令和6年3月6日(水)	・各専門部会の内容把握・調整
12	審議会 (第2回)	令和6年3月22日(金)	・提言内容の確認
13		令和6年5月27日(月)	・区長へ答申

第9期 北区男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和4年（2022）年10月1日～令和6年（2024）年9月30日（2か年）

令和6年4月1日現在

	選出区分	氏名	役職等
1	学識経験者 (4名以内)	奥津 眞里	キャリアコンサルティング技能士
2		平野 順子	東京家政大学女性未来研究所副所長
3		山田 昌弘	中央大学文学部教授
4		植木 智恵子	弁護士
5	区内関係団体 (10名以内)	中島 清	北区民生委員・児童委員協議会
6		加藤 和宣	北区町会自治会連合会
7		山田 由起子	王子法人会女性部会
8		早瀬 可依子	東京商工会議所北支部
9		加藤 友樹	連合東京北地区協議会（令和5年1月22日まで）
		吉江 直樹	連合東京北地区協議会（令和5年1月23日から）
10		菅野 精子	区立中学校PTA連合会（令和6年3月31日まで）
		関口 聡子	区立中学校PTA連合会（令和6年4月1日から）
11		山本 英一	東京人権擁護委員協議会北地区委員会（令和5年11月9日まで）
		牛村 福太郎	東京人権擁護委員協議会北地区委員会（令和5年11月10日から）
12		矢吹 静子	北区男女共同参画推進ネットワーク
13		古賀 由希子	新生活運動推進協議会
14		清水 圭美	（一社）社会的包摂サポートセンター
15		公募委員 (3名以内)	金子 あや子
16	吉田 純子		区内在住
17	阿部 美恵子		区内在住
19	区議会議員 (2名以内)	戸枝 大幸	企画総務委員会委員長（令和5年5月22日まで）
18		近藤 光則	企画総務委員会委員長（令和5年5月23日から）
		いながき 浩	企画総務委員会副委員長（令和5年5月22日まで）
		永沼 かつゆき	企画総務委員会副委員長（令和5年5月23日から）
20	関係行政機関 (1名以内)	大谷 久美子	東京都労働相談情報センター池袋事務所長（令和6年3月31日まで）
		宮地 明子	東京都労働相談情報センター池袋事務所長（令和6年4月1日から）

※敬称略